

令和4年 第2回 加賀市農業委員会定例総会

令和4年2月25日(金)

開会（午後1時25分）

宮下事務局長

ご多用の中、ご参集いただきましてありがとうございます。
定刻前ですが、令和4年第2回加賀市農業委員会定例総会を始めさせていただきます。

本日は、農業委員の現委員14名全員の出席をいただいております。本日の総会が成立していることをご報告します。推進委員につきましては、13名のうち10名の出席を頂いております。

また本日付議いたした転用案件等の現地確認調査を17日に田端委員、山崎誠委員、事務局職員2名の計4名で行いましたことをご報告いたします。

それでは中村会長、議事進行をお願いいたします。

議長挨拶

議長（中村会長）

皆さん、こんにちは。3月も近いですが、まだ雪も残る寒い中、ご参集いただきありがとうございます。新型コロナウイルスはまだまだ猛威を振るっています。石川県で出されていたまん延防止等重点措置が3月6日まで延期となりました。そのような中、そろそろ春の耕作準備等をしなければなりません。生産組合の集会等は開催できない状況ですし、予定していました意見交換会もしばらくは難しく、延期となりそうです。昨日、ロシアがウクライナへ侵攻し、原油の高騰が起こると予想され、我々農業をしている者にとって、いろいろな材料が高くなると予想されます。省エネ、スマート農業に努力していかなければならないと思います。

議事録署名員の指名

議長（中村会長）

それでは、始めに議事録署名員の指名をいたします。
11番 新保委員、12番 中池委員を指名します。

議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長（中村会長）

議案の審議を行います。議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明してください。

事務局（田町）

それでは、議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請についてご説明します。議案書は1ページから2ページです。資料1の位置図は1ページから2ページ、資料2の調査書は1ページから3ページです。併せてご覧ください。

議案第4号、[]外1名から農地法第3条の規定による許可申請がありましたので、その適否をお諮りします。案件は2件です。

整理番号1番は、[]の譲受人が、市外の者の所有する[]の農地を取得するものです。譲受人の経営面積は352aです。申請地は譲受人の住む集落の隣の農地であり、3筆で1枚の水田となっており、地権者は3人です。譲渡人以外の地権者は[]で、そのうちの一人が3筆全部を1枚の水田として耕作しています。譲受人と農地の耕作者や地権者との間で話し合いがついており、申請地外の2筆は今年度から利用権の設定をして、譲受人が3筆を1枚の農地として耕作することとなっています。この案件は資料2の1ページの調査書の通り、農地法第3条第2項各号のいずれの不許可要件にも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

整理番号2番は、[]の譲受人が、父親の所有する[]の農地を取得するものです。父親は長く農業

田端委員	有機農法をする時に、農地がこれだけ飛び地で大丈夫ですか。
事務局（田町）	私は■■■■■について詳しくありませんが、それぞれ1筆の面積が十分ありますので、問題はないと思います。この■■■■■は、他の集落に比べて■■■■■をされる耕作者が多い地域でした。現在は高齢化や後継者問題で少なくなっているようです。■■■■■も■■■■■をしていたということです。
議長（中村会長）	譲受人の父親がリタイアしてから、今の状況で耕作しているのですか。
事務局（田町）	■■■■■をする人に引き継いでもらい、耕作しているそうです。
大家職務代理	■■■■■どのようになっていますか。
西栄委員	元々は■■■■■を、譲受人の父親がしていました。今、■■■■■のもと、譲受人は父親所有の農地の一部で研修を受けています。■■■■■では■■■■■を使った■■■■■をやっています。その周囲では、ヘリコプターを使った農薬散布はしていない状況です。
大家職務代理	地図を見ると農地が点在していますが、ヘリで農薬散布ができずに皆さん困っていませんか。
西栄委員	私の農地の隣でも■■■■■をしています。ヘリが飛ばせないと、動力散布機を背中に担いでやらなければならないので大変です。しかし、■■■■■では■■■■■をしている農家をおもんぱかって周辺ではしない取り決めをしています。現在も譲受人の外に2名■■■■■をしている人がいます。今後どうなっていくかはわかりませんが、その人たちの農地も点在しているので、ヘリは飛ばさないといった取り決めをしています。
議長（中村会長）	今のところ問題ないですか。

西栄委員	ないです。環境面に関しては、問題ありません。後は、譲受人が農業を続けていけるかです。
議長（中村会長）	<p>■■■■■が、通いで農業従事を続けてできるのかですね。一緒にする方がいるというのであれば、問題はないと思います。基本水稲の作業は年間 150 日必要と言われています。地元の人たちに迷惑がからないようにしてもらい、最終的な責任は地権者にかかってくることなど、譲受人に伝えてください。</p>
大家職務代理	<p>担い手が少なくなってきたので、こういった参入が起こってくるのは良いことだと思いますが、地元の生産組合とトラブルになることは避けたいです。地元の生産組合長は同意しているのですか。</p>
西栄委員	<p>その点は今のところ大丈夫です。3 年程前から譲受人はよく帰って来て、農業をやっています。地区の人夫など熱心に出ていますし、地元の若い者以上に熱心に出ています。地元の生産組合からの苦情も出ていません。</p>
議長（中村会長）	<p>ここで出た話を、■■■■■から譲受人へ伝えてください。ほかにありませんか。ご意見、ご質問等がなければ、これより採決に入ります。</p> <p>議案第 4 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について適切と思われる方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手多数）</p>
議長（中村会長）	賛成多数により、適切と認めます。
議案第 5 号 農用地利用集積計画(案)の決定について	
議長（中村会長）	<p>次に、議案第 5 号 農用地利用集積計画(案)の決定についてですが、私の案件が含まれていますので議長の職を大家職務代理に行っていただきます。また、私と中池委員、西栄委</p>

<p>議長（大家代理）</p> <p>事務局（中島）</p> <p>議長（大家代理）</p> <p>議長（大家代理）</p> <p>議長（大家代理）</p>	<p>員が議事参与の制限の規定に該当しますので、一時退席をお願いいたします。</p> <p>（中村会長、中池委員、西栄委員が退席する。）</p> <p>それでは、会長に代わりまして議長を務めさせていただきます。よろしくをお願いいたします。</p> <p>議案第5号 農用地利用集積計画(案)の決定について、事務局から説明してください。</p> <p>はい、議案書の3ページから資料2は4ページからです。加賀市長より農用地利用集積計画（案）が提出されましたので、その計画の決定をお諮りします。</p> <p>今月の申請は利用権の新規が2件、更新が7件で、合計61,657㎡の集積計画案です。以上、この9件については農地の受け手がいずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号要件を満たしており、適切と考えます。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。</p> <p>（意見、質問なし）</p> <p>ご意見、ご質問等がなければ、これより採決に入ります。</p> <p>議案第5号 農用地利用集積計画(案)の決定について適切と思われる方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手多数）</p> <p>賛成多数により、適切と認めます。</p> <p>審議が終了しましたので、議長の職を降ろさせていただきます。3名の委員の入室をお願いします。</p> <p>（3名の委員が入室する。）</p>
<p>議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について</p>	
<p>議長（中村会長）</p>	<p>次に、議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請に</p>

<p>田端委員</p>	<p>ついて事前に現地確認調査を行っていますので、田端委員から報告をお願いします。</p> <p>それでは報告いたします。去る2月17日に私と山崎委員、事務局職員2名、計4名で現地確認調査を行いました。位置図の資料1は、3ページから7ページを併せてご覧ください。</p> <p>整理番号1番の転用目的は自己住宅建設です。隣地境界に擁壁を設置し、生活排水は浄化槽で処理し、雨水と共に道路側溝に流す計画です。</p> <p>2番の転用目的は自己住宅建設です。生活排水は下水道に接続し、雨水は道路側溝に流す計画です。</p> <p>3番から6番の転用目的は工事用作業用地です。3番から6番まで、雨水は田の排水路に流す計画です。</p> <p>以上6件とも、周辺の農地に特段影響はないと認めました。報告は以上です。</p>
<p>議長（中村会長） 事務局（幸松）</p>	<p>それでは、事務局から説明してください。</p> <p>議案書は5ページから6ページ、資料1の位置図は3ページから7ページを併せてご覧ください。</p> <p>1番は■■■■地内にあり、田、面積226㎡、転用目的は自己住宅建設です。譲受人は妻の実家に同居しており手狭になったため、申請地を購入して自己住宅を建設するものです。申請地は第一種中高層住居専用地域にあるため第3種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。</p> <p>2番は■■■■地内にあり、畑、面積215㎡、転用目的は自己住宅建設です。譲受人は妻の実家に同居しており手狭になったため、実家に近い申請地を購入して自己住宅を建設するものです。申請地は農地の拡がりが10ha未滿の農地の一部であることから第2種農地と判断されますが、集落に接続しているため許可相当に該当するものと考えます。</p>

	<p>3番から6番は借受人の転用目的が同一のため、併せて説明いたします。借受人は■■■■■、この度、送電線鉄塔の建替えに伴い老朽化した鉄塔の取壊し工事や送電線架け替え工事を行うため、申請地を賃貸借して必要となる工事用作業用地を確保するものです。</p> <p>3番は■■■■■地内にあり、田、3筆、面積計 1,370 m²、農地区分は農振農用地です。令和4年4月から10月末まで、一時転用するものです。</p> <p>4番は■■■■■地内にあり、田、面積 1,980 m²のうち 1,122 m²、農地区分は第1種農地で9月末まで一時転用するものです。</p> <p>5番は■■■■■地内にあり、田、面積 1,835 m²のうち 510 m²、農地区分は農振農用地で8月末まで一時転用するものです。</p> <p>6番は■■■■■地内にあり、田、3筆、面積計 689 m²、農地区分は第1種農地で8月末まで一時転用するものです。</p> <p>申請地は4件とも3年以内の一時転用であり、許可相当に該当するものと考えます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長（中村会長）	<p>只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。</p> <p>（意見、質問なし）</p>
議長（中村会長）	<p>ご意見、ご質問等がなければ、これより採決に入ります。</p> <p>議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について適切と思われる方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p>
議長（中村会長）	<p>全会一致により、適切と認めます。</p>

議案第7号 非農地証明願について

議長（中村会長）

次に、議案第7号 非農地証明願について、事前に現地確認調査を行っていますので、田端委員から報告をお願いします。

田端委員

それでは報告します。位置図の資料1は8ページを併せてご覧ください。

この案件は住宅が建っており、農地の状態ではないと判断しました。報告は以上です。

議長（中村会長）

それでは、事務局から説明してください。

事務局（幸松）

議案書は7ページから8ページ、資料1の位置図は8ページを併せてご覧ください。

この案件は■■■■地内にあり、畑、面積150㎡です。この度、実家の住宅の売却にあたって登記を調べたところ、2筆のうち1筆が農地であることが判明したものです。昭和33年に申請者の祖父が申請地と隣接地の宅地■■■■に自己住宅を建設し、その後、昭和51年に一部改築を行っております。建築後30年以上経過していることから、非農地証明の発行もやむを得ないと考えます。

説明は以上です。

議長（中村会長）

只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。

（意見、質問なし）

議長（中村会長）

ご意見、ご質問等がなければ、これより採決に入ります。

議案第7号 非農地証明願について、適切と思われる方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議長（中村会長）

全会一致により、適切と認めます。

報告第3号 農地貸借の合意解約について

議長（中村会長）

次に、報告第3号 農地貸借の合意解約について、事務局から説明してください。

事務局（中島）

はい、議案書の9ページからです。農地貸借の合意解約の届出がありましたので報告いたします。

今月の届出は1件1筆の279㎡の届です。これは、今月

工事用作業用地と使用する為、合意解約するものです。

以上、この1件については解約条件が無く、土地の引き渡しについても問題が無く適当と考えます。説明は以上です。

議長（中村会長）

只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。一時転用の場合は、全部解約しなくてはいけないのですか。

事務局（中島）

この農地は利用権の設定があり、の申請が出ているので、解約するものです。

議長（中村会長）

そういった場合は解約するのですか。

事務局（中島）

このままですと農地法上2重契約になってしまうので、利用権を解約することになりました。

事務局（幸松）

5条申請の時に合意解約届出書の写しを添付しなければ、5条許可が下りません。

大家職務代理

一時転用が終わったら再契約をするのですか。

事務局（中島）

再度契約を結んでいることが多いです。

議長（中村会長）

ほかにありませんか。ご意見、ご質問等がなければ、終わります。

報告第4号 1・1・1運動の報告について

議長（中村会長）

次に、報告第4号 1・1・1運動について、報告のある方は挙手をお願いします。

議長（中村会長）	<p>（委員からの報告なし）</p> <p>私の方から報告します。2月8日に市町農業委員会会長事務局長会議がリモートで開催されました。2月14日日常設審議が書面審議であり、5件の案件すべて許可相当となりました。</p> <p>その他、事務連絡については事務局から報告してください。</p>
事務連絡	
宮下事務局長 議長（中村会長）	<p>（その他資料（資料3）当面の日程のみを説明）</p> <p>ほかに何かありませんか。なければ、以上をもちまして令和4年第2回加賀市農業委員会定例総会を閉会いたします。</p>
閉会（午後2時07分）	